

定期利用されている**学生の方**へのお知らせ

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令に伴い、東京都における緊急事態措置として各種学校の休校が要請されました。このことから、緊急事態宣言が発令された令和2年4月及び5月が自転車等駐車場における定期利用承認有効期間の学生については、承認有効期限を延長します。

なお、拝島駅南口地下自転車等駐車場においては、自動精算機システムの都合上、定期利用の更新時に平日換算日数に応じた回数券カードの配布を実施します。

(例) ① 4月の1か月定期利用者の場合

→ 承認有効期限を2か月延長した6月までの有効期限に変更

② 4月から6月までの3か月定期利用者の場合

→ 承認有効期限を2か月延長した8月までの有効期限に変更

③ 4月から9月までの6か月定期利用者の場合

→ 承認有効期限を2か月延長した11月までの有効期限に変更

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|---|----------|----|----|----|----|----|-----|-----|
| | 緊急事態宣言期間 | | | | | | | |
| ① | ←→ | | ←→ | | | | | |
| ② | ←→ | | ←→ | | | | | |
| ③ | ←→ | | ←→ | | | | | |

当初利用承認有効期間：←→

変更後利用承認有効期間：←→

2. 承認有効期限の延長手続きについて

申請手続きは不要です。また、定期利用証はそのままで結構です。